

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第145期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	TOTO株式会社
【英訳名】	TOTO LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 張本 邦雄
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区中島二丁目1番1号
【電話番号】	北九州 093 (951) 2105
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 本多 一秀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目1番28号（TOTOビル） TOTO株式会社 東京コーポレート部
【電話番号】	東京 03 (3595) 9701
【事務連絡者氏名】	東京コーポレート部長 小峰 実
【縦覧に供する場所】	TOTO株式会社東京支社 （東京都港区虎ノ門一丁目1番28号（TOTOビル）） TOTO株式会社関西支社 （大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号（御堂筋ダイワビル）） TOTO株式会社名古屋支社 （名古屋市中区栄二丁目3番1号（名古屋広小路ビルディング）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

（注） は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第144期 第3四半期 連結累計期間	第145期 第3四半期 連結累計期間	第144期 第3四半期 連結会計期間	第145期 第3四半期 連結会計期間	第144期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高(百万円)	312,000	320,567	107,327	115,226	421,929
経常利益(百万円)	4,277	10,157	5,783	8,697	7,339
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失() (百万円)	619	4,692	3,986	7,490	878
純資産額(百万円)	-	-	183,600	181,064	188,549
総資産額(百万円)	-	-	372,855	377,252	378,266
1株当たり純資産額(円)	-	-	516.89	516.64	530.35
1株当たり四半期(当期)純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円)	1.79	13.59	11.51	21.84	2.54
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	-	13.57	11.49	21.80	2.53
自己資本比率(%)	-	-	48.0	46.7	48.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	19,178	17,532	-	-	33,627
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	10,901	16,626	-	-	14,828
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	9,289	4,640	-	-	12,223
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	42,664	44,968	50,563
従業員数(人)	-	-	23,344	24,191	23,143

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第144期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4. 第145期第3四半期連結累計(会計)期間の1株当たり純資産額、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定における「期末株式数」及び「期中平均株式数」は、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を控除しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	24,191
---------	--------

（注）従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	8,277
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。なお、子会社等への出向従業員（当第3四半期1,279人）は除外していません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
国内住設事業(百万円)	87,169	-
米州(百万円)	1,690	-
中国(百万円)	10,176	-
アジア・オセアニア(百万円)	5,042	-
欧州(百万円)	568	-
海外住設事業計(百万円)	17,478	-
環境建材(百万円)	1,799	-
セラミック(百万円)	1,892	-
新領域事業計(百万円)	3,692	-
報告セグメント計(百万円)	108,340	-
その他(百万円)	-	-
合計(百万円)	108,340	-

- (注) 1. 金額は、売価換算値で表示しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは概ね見込生産方式を採っておりますので、受注の状況については記載を省略しました。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
国内住設事業(百万円)	98,891	-
米州(百万円)	3,727	-
中国(百万円)	10,004	-
アジア・オセアニア(百万円)	4,427	-
欧州(百万円)	689	-
海外住設事業計(百万円)	18,847	-
環境建材(百万円)	2,249	-
セラミック(百万円)	1,743	-
新領域事業計(百万円)	3,992	-
報告セグメント計(百万円)	121,732	-
その他(百万円)	200	-
内部売上消去等(百万円)	6,707	-
合計(百万円)	115,226	-

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間において、販売実績が総販売実績の100分の10以上を占める相手先がないため、記載を省略しました。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、平成22年10月29日開催の取締役会において、当社の中津第二工場におけるセラミック製品等の製造に関する事業等を会社分割し、TOTOファインセラミックス株式会社に承継する吸収分割を行うことを決議し、同年11月2日に、会社分割契約を締結しました。

会社分割の概要は以下の通りです。

(1) 会社分割の目的

当社中津第二工場のセラミック製品製造事業等をTOTOファインセラミックス株式会社に編入することにより、人的・技術的交流を深め、TOTOファインセラミックス株式会社の技術レベルを向上させ、更なる品質向上とコスト競争力強化を図ることを目的として、会社分割を行います。

(2) 会社分割の方法

当社を分割会社とし、TOTOファインセラミックス株式会社に承継会社とする吸収分割。

(3) 会社分割の期日(効力発生日)

平成23年4月1日(当事者間の合意により変更可能)

(4) 分割に際して発行する株式及び割当

本会社分割は、完全親子会社間において行われるため、株式の割当て、その他対価の交付はありません。

(5) 分割する資産・負債の状況

資産	金額（百万円）
流動資産	1,011
固定資産	2,821
合計	3,832

(6) 吸収分割承継会社の概要

商号 TOTOファインセラミックス株式会社
 事業の内容 光伝送用部品等の製造、販売
 本社所在地 福島県双葉郡楢葉町
 資本金 100百万円

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間の状況

当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）におけるわが国の経済は、各国政府による経済対策や中国をはじめとするアジア諸国の好調な経済環境により、世界的な経済危機に底打ちの兆しが出始めており、一部では企業収益が改善し設備投資や個人消費にも持ち直しの動きが見られはじめました。しかしながら、足元では円高の進行やデフレの長期化、さらには失業率が依然高水準にあるなど国内政策効果の息切れも重なり、景気は足踏み状態との見方が強まっています。

国内住宅設備業界におきましては、住宅ローンの金利優遇・減税の拡充や贈与税の非課税枠拡大、環境配慮型住宅の普及促進を目的とした補助金制度や住宅エコポイント制度など、住宅の取得やリモデル（増改築）に関する政府の各種施策が追い風となり、新設住宅着工戸数が持家や分譲住宅を中心に平成22年6月から7ヶ月連続で前年同月比で増加するなど住宅市場は回復基調にあることがうかがえます。

このような事業環境の中、当社グループは平成21年7月に発表した創立100周年を迎える平成29年（2017年）に「真のグローバル企業」となることを目指す長期ビジョン「TOTO Vプラン2017」に基づき、「国内住設事業」「海外住設事業」「新領域事業」の各事業領域での販売活動の強化と全社横断の事業構造改革を本格的にスタートしました。国内では、全国のショールームに加え、工場やアフターサービスの現場などさまざまなお客様との接点を活用し、全社一丸となってリモデル需要の喚起・創造に取り組むとともに、海外ではグローバル5極体制（日本、米州、中国、アジア・オセアニア、欧州）構築に向け基盤整備を進め、グローバル高級ブランドの確立を目指して積極的に事業活動を展開しています。

このような活動の結果、当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高に関しては1,152億2千6百万円（前年同四半期比7.4%増）となりました。

また、利益面では、営業利益が86億1千2百万円（前年同四半期比61.6%増）、経常利益が86億9千7百万円（前年同四半期比50.4%増）、四半期純利益が74億9千万円（前年同四半期比87.9%増）となりました。

総資産は、前連結会計年度末に比べ、10億1千4百万円減少いたしました。主な内容は、有価証券の減少85億円、建物及び構築物（純額）の減少28億9千9百万円、受取手形及び売掛金の増加32億5千4百万円、仕掛品の増加27億7千4百万円、現金及び預金の増加23億4千6百万円であります。

また、負債は、前連結会計年度末に比べ、64億7千1百万円増加いたしました。主な内容は、長期借入金の増加224億1千3百万円、支払手形及び買掛金の増加78億6千5百万円、短期借入金の減少184億9千9百万円であります。

セグメントの業績

a. 国内住設事業

当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高が988億9千1百万円、営業利益が74億5千3百万円となりました。

国内住設事業では、当社の“強み”であるリモデル戦略をさらに加速させています。

水まわりのトップメーカーとして環境への取り組みを最重点課題にあげ、卓越した研究開発技術により提案する環境1商品（当社独自の環境配慮型商品）の普及促進によって、節水などによるCO2削減効果を訴求しています。

また、全国のショールームや地域に密着した増改築工事店のネットワークである「TOTOリモデルクラブ店」などと協働し、リモデル市場を中心に確固たる地位の確立を目指して、多様化するお客様のライフスタイルに合わせた

提案活動によって需要の拡大に取り組んでいます。

- ・平成22年8月に発売した新商品の販売が好調に推移しており、国内住設事業の業績回復に寄与しています。
 レストルーム商品では、「GREEN MAX 4.8」と名付けて訴求を行っている4.8L洗浄便器「ネオレストハイブリッドシリーズ」、ウォシュレット一体形便器「GG」「GG-800」、そして「新レストパル」「新ピュアレストEX」「新ピュアレストQR」が、その圧倒的な節水技術と清掃性・清潔性などが環境配慮・快適性能に優れた商品として高い評価をいただいています。

浴室商品では、バスルームとしての心地よさにこだわる「ほっかり床」を新たに搭載し、豊富なデザインテイストを揃え、より快適に、より美しく進化した戸建システムバスルーム「サザナ」が新築需要を中心に、また、暮らしのスタイルに合わせてコーディネートでき浴室空間としての完成度が高い戸建システムバスルーム「スプリノ」とマンションリモデルバスルーム「スプリノWAシリーズ」がリモデル需要を中心に広くご採用をいただいています。

キッチンでは、当社ならではのユニバーサルデザインの視点で研究を重ねた結果、「水の流れ」と「作業の流れ」に無駄のない使いやすさによってストレスフリーを実現した新シリーズ「クラッソ」の販売が堅調に推移しています。特に、「クラッソ」のコンセプトである「スイスイ設計」を実現した「水ほうき水栓」や「すべり台シンク」「らくブル親子収納」「ゼロフィルターフード」など当社独自の新商品の特長と機能に大きなご支持をいただいています。

洗面商品では、「奥ひろ収納 奥ひろし」を標準搭載することで従来品の約1.3倍の収納量を実現した新シリーズ「サクア」が、多彩な収納機能やフラットな底面で大きくて洗いやすい「ワイドボウル」、使いやすさだけでなく環境にも配慮した「エコシングル水栓」「エコミラー」などにも高い評価をいただき、お客様から大きなご支持をいただいています。

- ・TOTO、DAIKEN、YKKAP（以下TDYという）は、3社共同の「グリーンリモデルフェア '10 '11」をスタートしました。

平成22年10月の名古屋会場を皮切りに、11月の大阪会場、平成23年2月の福岡会場、そして4月の東京会場の全国4会場で開催します。フェアのテーマは「家がわかると、家がカワる。」とし、「健康配慮」「長もち住宅」「CO2削減」の3つの視点で「暮らし」も「地球」も快適になるコンセプト「グリーンリモデル」のしくみを提案しています。リモデル工事を行う前に「グリーンリモデル診断」で住宅の性能・状態およびお客様の潜在ニーズを把握し、その結果をもとにリモデル・メンテナンス計画を提案し、その時の工事内容や今後の工事の提案などをTDY住宅履歴情報サービスで管理し、リモデルやメンテナンスを合理的・効率的に実施することで、長く快適に住み続けられるというものです。このしくみを具体的に紹介し、社会全体の既存住宅の長寿命化に寄与することを目指しています。

- ・「工場リモデルフェア」で来場者数累計10万人を突破しました。

当社グループは、平成21年6月から国内にある全国22ヶ所のTOTOグループの工場で「工場リモデルフェア」を開催していますが、平成22年12月に開催しました通算62回目の会場でご来場者が累計10万人を突破しました。「工場リモデルフェア」は、地域の皆さまと工場で働く社員とのコミュニケーションを目的のひとつとして開催しており、フェアを開催する工場で製造していない商品も含め、社員自らがシステムキッチン、システムバス、洗面化粧台、トイレなどの水まわり商品を説明し、「リモデルをするとこんなに快適になる」というリモデルの価値をお客様に伝えています。また、TOTOリモデルクラブ店がお客様の水まわりの疑問や相談におこたえし、新しい住まい方を提案しています。日ごろ工場で働く社員が商品について勉強し、社員自らが商品やリモデルの価値を伝えることや、地域の皆さまと協力したイベント開催などに共感をいただき、今では半数以上の方にリピート来場いただいています。

b. 海外住設事業

当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高が188億4千7百万円、営業利益が25億7千3百万円となりました。

海外住設事業では、ウォシュレットや節水便器などのTOTOらしさを活かした商品・販売戦略により、衛生性・快適性・環境配慮を徹底訴求し、海外のお客様にも新しい生活スタイルをこれまで以上に提案しています。

< 米州 >

当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高が37億2千7百万円、営業利益が2億4千8百万円となりました。

米国では、中高級市場でのトップメーカーの地位を目指して、事業活動を強化しています。そのために、トイレ商品だけでなく、バスルーム空間全体を提案するスイート商品などの高付加価値商品を充実させ、提案・販売活動を強化し、水まわり設備機器で他社を凌駕してまいります。

また、米国を起点として、今後、経済成長が期待できるブラジルをはじめとした中南米市場の新規マーケットの開拓を推進していきます。

- ・米州最大の住宅設備機器展示会「Kitchen/Bath Industrial Show（以下KBIS）」には、平成4年から出展を継続しています。

展示内容は、便器や洗面器、水栓金具など豊富な商品ラインナップ、洗浄・節水に関する技術やハイドロテクト、自己発電などの技術紹介コーナー、シリーズ毎にコーディネートしたスイート空間などであり、ご来場者の皆様より非常に高い評価をいただいています。平成22年4月に開催されたKBISでは、トイレ以外の商品においても環境配慮を訴求し市場の評価を高めました。

<平成22年度の受賞実績>

受賞実績 ; 「Best of Bath」部門（バス部門）において「Gold」（金賞）

受賞商品 ; 米国の新商品シャワーヘッド「Aimes EcoPower LED rainshowerhead」

<中国>

当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高が100億4百万円、営業利益が25億1千5百万円となりました。

中国では、高級ブランドとしての地位とこれまでの事業基盤をさらに揺るぎないものにするために、現地メーカーも含め他社を圧倒する販売、サービス体制の強化をさらに進め、高収益体質を堅持していきます。

また、中国国内の需要増に対応し、地産地消体制の充実を図るため、積極的に生産・供給体制の強化を図っています。

- ・販売面では、中国国内5ヶ所の直営ショールームやディーラーショールームなどを中心に、需要が旺盛な沿海部・内陸部での販売活動を強化しました。広州の直営ショールームにおいては、平成23年1月に場所を移転し、リニューアルオープンしました。移転前に比べ、面積も約2倍の広さに増床し、専門家向けに高機能商品の実演やイベントなど、超節水便器をはじめとしたTOTOの高い技術力と商品力をPRし、発展する広州市場においてさらなる需要の開拓と高級ブランドイメージの定着を図る体制を整えました。
- ・平成22年5月から上海で開催された2010年上海国際博覧会での各国パビリオンや著名物件での採用や、水まわり設備の国際見本市「Kitchen & Bath in China 2010」への出展など、各種イベントを通じて、高級ブランドイメージのさらなる向上と定着を図りました。
- ・生産面では、積極的に生産・供給体制の強化を図っています。
中国国内の衛生陶器の需要増に備えるため、平成23年（2011年）稼働を目指した東陶華東第二工場（上海）の増設、また中国の需要増だけでなく日本向け商品の製品出荷を目指した東陶大連工場の増強を進めています。

<アジア・オセアニア>

当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高が44億2千7百万円、営業利益が3億6千6百万円となりました。

アジア・オセアニア地域では、世界の供給基地としてタイ、インドネシアでの生産・販売体制を充実させるとともに、インド、中東、ベトナムなどの成長著しい新興国市場での販売力を強化し事業を確立していきます。

- ・インド、欧州などの新規成長市場での需要増加を見据え、タイに衛生陶器の製造会社「TOTO Manufacturing (Thailand) Co., Ltd.」を平成21年11月に設立し、平成24年（2012年）の稼働を目指して工場建設準備を進めるなど事業基盤の整備を着実に推進しています。
- ・ベトナム市場においては、その旺盛な需要の増加に対応するため、現地法人「TOTO VIETNAM CO., LTD.」の衛生陶器生産能力の増強を進めるなど、生産・供給体制の強化を図っています。
- ・インド市場においては、平成22年を本格的な市場開拓の元年と位置づけ、インド最大の住宅設備機器の展示会「aceTECH 2010」（ace ; architecture construction engineeringの略称）に、日本の水まわり総合メーカーとして初めて出展しました。
「aceTECH 2010」は衛生設備、厨房、空調、建材等、建築全般をテーマとした展示会であり、平成22年で9回目を迎えます。開催拠点は、都市人口400万人を超える主要都市、ムンバイ、デリー、バンガロール、チェンナイ（チェンナイは今年から追加）であり、それぞれ別会期で開催されます。期間中の来場者は4会場で約40万人が見込まれており、出展する企業は欧州のトップメーカーを始め世界各地域から約900社になります。
TOTOは、4会場全てにおいて「Clean Technology」をテーマに、創業以来90年を越えて築いてきた技術力と商品力を訴求し、環境にやさしい独自の洗浄技術・節水技術を搭載した商品を提案するとともに、高級ブランドとして「TOTO」ブランドの認知拡大を狙います。

<欧州>

当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高が6億8千9百万円、営業損失が5億5千6百万円となりました。

欧州では、平成21年3月にドイツ・フランクフルトで開催された、衛生設備・厨房・空調をテーマとした世界最大

の展示会「ISH (International Sanitary and Heating)」へ水まわり総合メーカーとして日本より初出展したのを皮切りに事業展開を本格的にスタートさせました。現在、主にドイツ、フランス、イギリスを軸とした販売網の整備を進めており、これら販売拠点・イベント出展を起点に、ウォシュレットをはじめ環境にもやさしい独自の洗浄技術・節水技術を搭載したデザイン性の高い商品を中心に、日本発の新しい生活文化を積極的に提案し、欧州におけるブランド力の強化を図っています。

また、今後は欧州でのネットワークを活用してロシアへの展開もあわせて推進していきます。

- ・販売網の整備について、ドイツでは販売力があるホールセラーへの商品展示を強化し、他の国においても著名物件の指定獲得などでTOTOブランドの認知向上を図っています。
- ・イギリスでは、平成22年5月ロンドンにオープンした欧州初のTOTO直営ショールームが、商品の実体験をはじめ商品プランから施工までを提案できるビジネスの拠点となっています。
- ・欧州向けデザイン壁掛便器（ステファノ・ジョバンノーニ シリーズ）の製品パッケージ（包装）が、世界包装機構（WPO：World Packaging Organisation）の主催する国際的なコンテスト「ワールドスター2010」において、2010年度「ワールドスター賞」を受賞しました。
 「ワールドスター賞」は、その保護性・保存性、使いやすさ、環境配慮、地域適応性について、特に優れたパッケージだけが選ばれます。今回、輸送・保管、材料節減に有利な省スペースと便器の壁掛け施工をアシストする（便器の保護・固定部材をそのまま便器の取付位置決めに利用する）機能を同時に実現したパッケージが評価され、パッケージに関しても技術開発力を世界にアピールすることができました。

c. 新領域事業

当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高が39億9千2百万円、営業損失が6億1千2百万円となりました。

新領域事業では、光触媒を利用し、光や水で地球も暮らしもきれいにする環境浄化技術（ハイドロテクト）を訴求する「環境建材事業」、TOTOのオンリーワン技術を活かした「セラミック事業」、環境面でも今後大きく成長が期待される「燃料電池事業」の3つの事業を「新領域事業」とし、Vプラン2017計画達成に向けて着実に強化を図ってまいります。

<環境建材事業>

当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高が22億4千9百万円、営業損失が3億9千2百万円となりました。

平成21年度より、ハイドロテクトに関してはこれまでの防汚性能に加え、新たに空気浄化性能を積極的に訴求しています。既に多くのお客様にご活用いただいております。建物の外壁から室内の壁や床までさまざまな製品が利用されています。また、事業戦略も国内中心から海外へと拡大しており、業種を横断したパートナーシップ「ハイドロテクトの輪」をグローバルに広げ、ハイドロテクトの普及とともに環境貢献を進めています。

- ・国内の新築市場では、住宅部門において住宅会社様への提案活動に注力し、非住宅部門においては国内住設事業と連携しながら価値伝達・販売活動を行っています。
- ・国内のリモデル市場では、全国のTOTOリモデルクラブ店と協働し、外装リモデルのビジネスモデルにおける基盤づくりを推進しています。
- ・当社「ハイドロテクト」が第12回グリーン購入大賞において、グリーン購入を促進させる環境配慮型製品・サービスの開発とその普及拡大に特に優れた団体として「経済産業大臣賞」を受賞しました。
- ・一方海外では、タイル、ガラス、アルミ、セメントなど外装に関わるグローバル企業とのパートナーシップを構築すべく提案営業活動を展開しています。

<セラミック事業>

当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高が17億4千3百万円、営業損失が2億2千万円となりました。

高精細化・高性能化が急速に進行する市場トレンドを見据えて、オンリーワン技術を活かした商品群「TOTOだから出来るもの」に特化し、選択と集中を強く意識した活動を展開しています。また、これまで以上にグローバル展開を加速させるとともに、Vプラン2017における全社横断の革新活動「ものづくり革新」と連携し、最高の品質と適正なコストを両立できる最適生産体制の整備を進めています。当期におきましては、市場の継続的な回復基調に加え、市場トレンド変化におけるオンリーワン技術の競争優位性の顕在化により、業績は大幅に改善しています。

- ・半導体分野（主に静電チャック、ボンディングキャピラリー）では、北米・東南アジアの半導体関連メーカーへの提案営業活動の推進および生産体制の見直しを行いました。
- ・液晶分野（主に構造部材）では、液晶製造メーカーとの協業関係が事業進捗に欠かせないことから、提案できる人材教育と最適コストを実現する生産体制づくりを進めています。

- ・通信分野（主に光レセプタクル、光フェルール）では、北米の通信機器関連メーカーへの提案営業活動の推進および生産体制の見直しを行いました。
- ・照明分野では、国内外のランプメーカーから高い評価をいただいている発光管に絞って事業活動を推進しています。
- ・さらなる製品品質の向上・コスト競争力の強化を図るため、当社におけるセラミック製品の製造に関する事業などを会社分割し、T O T Oファインセラミックス株式会社に承継することを決定しました。

< 燃料電池 >

燃料電池の心臓部である発電モジュールにおいて、当社のオンリーワン技術であるセラミック製発電セル（いわゆるS O F C）および発電モジュールの製造・開発を推進し平成23年度中の事業化を目指しています。

- ・燃料電池システムメーカー、ガス会社、研究機関などとの継続的な共同実証試験により、効率性・耐久性などの性能向上を図っています。
- ・量産化に向けた一部設備投資の実施とコストリダクションを行っています。

d . その他

当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高が2億円、営業利益が2千5百万円となりました。

（Vプラン2017 全社横断革新活動について）

Vプラン2017では、「国内住設事業」「海外住設事業」「新領域事業」の3つの事業領域にまたがる以下5つの全社横断の革新活動をあわせて強力に推進しています。

全社最適の商品戦略を進める「マーケティング革新」

全社最適視点での商品企画を行い、当社のオンリーワン技術をもって開発を進めています。また、日本で開発したコアテクノロジーをグローバルスタンダード技術とし、地域特性に応じた商品を開発・生産し、他社を凌駕するT O T Oらしいグローバルな商品戦略を推進しています。

強いコスト競争力を生み出す「サプライチェーン革新」

「原材料の調達から生産・物流を経てお客様に商品をお届けするまでの流れ」を一本とらえる、「高速サプライチェーン」の構築を行い、コスト競争力を高め、強固な経営体質の実現を目指しています。

- ・「物流・ロジスティクス」のあり方を根本的に見直すことで、より強固な物流体制を構築することを目的として「物流革新活動」を推進しています。具体的には、物流センター作業の改革、輸送・配送体制の改革を昨秋よりスタートさせました。これらの活動によって従来に比べ大幅な物流リードタイムの短縮を図ることができました。今後さらに次のステップに向けて活動を進め、Vプラン2017達成に貢献していきます。

新たな発想によるものづくりを進める「ものづくり革新」

「次世代生産設備の開発」「材料革命」「プラットフォーム化（標準化・共通化）の推進」など、全社最適の生産技術開発へ体制を移行し、新たな発想によるものづくりを進めています。

- ・衛生陶器を生産するTOTOサニテクノ株式会社 滋賀工場では、平成24年4月稼働を目標に生産工場の建て替えを進めています。この建て替えにより、従来の同一品番大量生産設備から小ロット生産を見据えたフレキシブルな生産設備へと更新し、生産リードタイムの短縮を図ります。また、「TOTO GREEN CHALLENGE」の一環として省エネ型の生産設備を導入し、従来に比べ約70%のCO₂削減を見込んでいます。さらに、高周波点灯専用形蛍光灯（HF照明）などの高効率・高出力機器の導入、TOTOのオンリーワン技術である環境建材「ハイドロテクトカラーコート」の外壁塗布などによりグリーンファクトリー化を推進しています。
- ・水栓金具の生産面でもVプラン2017を達成するために自製工場、国内外のグループ会社、関連企業を含めた生産体制の改革に取り組んでいます。具体的には、大分工場の水栓金具生産ラインの一部を小倉第二工場に平成22年3月末までに集約完了しました。さらに、今年度は砂型鑄造工程や鍍金工程において、生産拠点や生産設備の集約を行ったりするなど最適生産体制の構築を進めています。また、海外生産拠点の強化として、中国の東陶（大連）有限公司の水栓金具生産工場の拡張工事を行っており、平成23年2月より生産を開始します。

業務のムダをなくし、積極的な人財登用を進める「マネジメントリソース革新」

「コスト構造改革」では、売上に左右されない「強固な企業体質」の実現に向けて、間接業務の効率を高め、戦略業務への人財投入を図り、成長戦略を達成できる強い企業体質へと変化させていきます。

「人財戦略」では、企業の総合力を向上させるために「多様で強い人財の育成」と「チャレンジする企業風土」の実現を目指しています。

（注）当社グループで働くすべての人々は「次世代を築く貴重な財産である」という考えから、「人材」ではなく「人財」と表記しています。

事業環境変化に対する迅速な経営判断のための「経営情報イノベーション」

事業環境の変化に対し、迅速な判断を可能にする経営体質を実現するために、効率・コスト・CO₂削減視点での全社最適ビジネスプロセスの構築、全事業領域でのITリソースの再配分、人財育成の強化を行い、さまざまな事業環境の変化に対応できる経営情報基盤を再構築していきます。

- ・情報システム資産の運用・保守費などを削減し、その削減したコストを次の戦略投資の原資としていきます。具体的には、昨今話題となっている自社で独自のサーバーを持たない「クラウドコンピューティング」を取り入れて、CO₂を削減しつつ低コストで効率的なサーバー運用を推進するなど、グループ全体視点での情報システム資産の効率運用や適正化に取り組んでいます。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、第2四半期連結会計期間末の483億2千2百万円に比べ、33億5千3百万円減少し、449億6千8百万円（対前年同四半期+23億4百万円）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において営業活動による資金の増加は、31億7千6百万円（対前年同四半期 44億4千8百万円）となりました。

これは、税金等調整額前四半期純利益87億3千1百万円、減価償却費51億2千6百万円等による資金の増加と、売上債権の増加額67億6千1百万円、たな卸資産の増加額33億7千1百万円、退職給付引当金の減少額9億7千8百万円等による資金の減少によります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において投資活動による資金の減少は、41億9千7百万円（対前年同四半期 2億6千万円）となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出26億7千3百万円、無形固定資産の取得による支出9億2千8百万円等による資金の減少によります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において財務活動による資金の減少は、19億3千8百万円（対前年同四半期+43億2千6百万円）となりました。

これは、配当金の支払額17億3千1百万円等による資金の減少によります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

[株式会社の支配に関する基本方針について]

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、会社の支配に関する基本方針について次のとおり決議いたしております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの事業特性、ならびに当社の企業価値の源泉を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させることができる者であることが必要と考えております。

当社は、大正6年に創業以来、水まわりを中心とした市民生活文化の向上への寄与を企業使命と捉え、トイレ・洗面・浴室・キッチン空間事業、および精密・大型セラミック事業等を展開してまいりました。

当社の企業価値の源泉は、イ．高品質な製品を提供し続けてきた高度な生産技術力、ロ．創業以来、ユニットバス・ウォシュレット等の新たな生活文化の創造に寄与する商品やネオレスト・ハイドロテクト等の環境配慮商品を創造してきた研究開発力、ハ．お客様の多様なニーズにきめ細やかに対応できる高品質かつ豊富な商品群、ニ．お客様に安心・安全・信頼の証として認知された企業ブランド、ホ．取引先との良好かつ長期的なパートナーシップに基づく販売力、ヘ．前記イ～ホの維持・発展を担う従業員等にあり、

今後またゆめめ研究開発と住宅設備機器という長期的な製品特性を通じたお客様との生涯にわたるきずなを通じて、国内外市場において水まわり生活文化の向上を牽引していくことにより、長期にわたる持続的な企業価値の向上を実現することが可能と考えております。

当社は、公開企業として当社株式の自由な売買を認めることは当然のことであり、特定の者またはグループによる大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は、当社株式を保有する株主の皆様へ委ねられるべきものと考えております。しかしながら、当該大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、必要かつ相当な手段を採ることによって当社の長期的な株主価値を確保することが必要であると考えております。

基本方針の実現に資する取組み

() 社是・企業理念および中長期経営計画

当社グループは、社是「愛業至誠：良品と均質 奉仕と信用 協力と発展」とTOTOグループ企業理念「私たちTOTOグループは、水まわりを中心とした豊かで快適な生活文化を創造し、お客様の期待以上の満足を追求し続けることで社会の発展に貢献します。」に基づき、広く社会や地球環境にとって有益な存在であり続けることを目指して企業活動を推進しております。

このような社是・企業理念のもと、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させるため、創立100周年を迎える平成29年（2017年）における当社の目指す姿と、その実現に向けた戦略フレームを示した「TOTO Vプラン2017」を策定し、グループを挙げて取り組みを開始しております。

「TOTO Vプラン2017」では、創立100周年時に目指す姿として、『「世界中のお客様」に新しい「まいにち」を提供し、これからも必要とされ続ける存在として「真のグローバル企業」になる』ことを掲げています。

戦略フレームにつきましては、＜国内住設事業＞、＜海外住設事業＞、＜新領域事業＞の3つの事業領域と、それらにまたがる「マーケティング革新」「サプライチェーン革新」「ものづくり革新」「マネジメントリソース革新」「経営情報イノベーション」の5つの全社横断の革新活動をあわせて強力に推進することで経営目標達成に取り組むとともに、環境配慮の取り組みを強化していきます。

() コーポレートガバナンスの強化

経営の公平性・客観性・透明性を高めることを目的に当社経営陣から独立した社外取締役を2名招聘しており、当社の経営全般についての客観的な助言・提言を通じた経営のモニタリングを実践いただいております。なお、取締役の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としています。また、取締役の職務執行の適法性・妥当性を監査する監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成され、取締役会をはじめとする主要会議への出席・代表取締役との定期的な意見交換等監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しております。このほか、取締役の報酬の基本方針・体系を取締役に答申する報酬諮問委員会においては、過半数を社外の有識者とするにより、取締役の報酬の客観性ならびに透明性を確保しています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

大量買付行為に際して、株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大量買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行っていただくためには、大量買付者から提供される情報のみならず、当該行為が当社に与える影響や、大量買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の必要かつ十分な情報、および当該大量買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。

そこで、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保に資するため、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下“本プラン”といいます）を導入しております。

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたっては、事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価・検討期間が経過した後に大量買付行為を開始する等、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても後記 記載の特別委員会によって当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として、新株予約権の無償割当ての方法により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てる方法を選択することを定めています。なお、本プランに従って割り当てられる新株予約権には、大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されています。

本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、以下の理由から上記 の取り組みが当社の上記 の基本方針および企業価値ひいては株主共同の利益の確保に資するものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

()株主意思を重視するものであること

- ・本プランは、平成22年6月29日開催の第144期定時株主総会において承認されたこと。
- ・本プランの有効期間が、上記定時株主総会の終結の時から平成25年3月期に関する定時株主総会の終結の時までに限定されていること。
- ・本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止され、株主の皆様のご意向が反映されること。
- ・本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の決定を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものであり、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなること。

()独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。特別委員会は、当社社外取締役、社外監査役または社外有識者により構成されます。

このように、当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、特別委員会の判断の概要については適宜株主の皆様等に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

()合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、38億円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,400,000,000
計	1,400,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	371,662,595	371,662,595	(株)東京証券取引所(市場第一部) (株)名古屋証券取引所(市場第一部) 福岡証券取引所	単元株式数 1,000株
計	371,662,595	371,662,595	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日から、この四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりです。

平成19年7月31日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	165(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	165,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自平成19年8月18日 至平成49年8月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

- (注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。
- (注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率
また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- (注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(現第17条)第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注4) 新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。
上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
()新株予約権者が平成48年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成48年8月18日から平成49年8月17日
()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、別途決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編成後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
新株予約権を行使することができる期間
別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
別途決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
新株予約権の取得条項
別途決定する。
その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

平成20年6月27日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	162(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自平成20年7月19日 至平成50年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(現第17条)第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) 新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成49年7月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成49年7月19日から平成50年7月18日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編成後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

平成21年6月26日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	159(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	159,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自平成21年7月18日 至平成51年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) 新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予

約権者に別途定める条件に合致する再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成50年7月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成50年7月18日から平成51年7月17日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(注5)当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

平成22年6月29日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	166(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	166,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自平成22年7月21日 至平成52年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) 新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成51年7月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成51年7月21日から平成52年7月20日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間
別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項
別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件
別途決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	371,662	-	35,579	-	29,101

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、第一生命保険株式会社から平成22年11月5日付の大量保有報告書に係る変更報告書の写しの送付があり、平成22年10月29日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として当第3四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	16,161,828	4.35

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 25,370,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 343,830,000	343,830	-
単元未満株式	普通株式 2,462,595	-	1単元（1,000株） 未満の株式
発行済株式総数	371,662,595	-	-
総株主の議決権	-	343,830	-

（注）「完全議決権株式（その他）」欄には、証券保管振替機構名義の株式が12,000株含まれております。
また「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数12個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
TOTO株式会社	北九州市小倉北区 中島2-1-1	25,370,000	-	25,370,000	6.83
計	-	25,370,000	-	25,370,000	6.83

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	670	629	662	608	601	606	592	576	602
最低（円）	628	545	560	562	527	529	527	519	554

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	36,873	34,527
受取手形及び売掛金	72,973	69,719
有価証券	10,000	18,500
商品及び製品	27,837	25,529
仕掛品	10,309	7,535
原材料及び貯蔵品	10,157	10,294
その他	15,003	14,619
貸倒引当金	416	577
流動資産合計	182,739	180,149
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 49,009	1 51,908
土地	39,087	39,284
その他(純額)	1 34,382	1 33,853
有形固定資産合計	122,479	125,046
無形固定資産		
のれん	127	174
その他	11,842	12,569
無形固定資産合計	11,970	12,744
投資その他の資産		
投資有価証券	34,961	35,056
その他	25,586	26,178
貸倒引当金	485	909
投資その他の資産合計	60,062	60,325
固定資産合計	194,513	198,116
資産合計	377,252	378,266

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	55,578	47,713
短期借入金	18,231	36,730
未払法人税等	1,270	1,668
製品点検補修引当金	165	239
事業再編引当金	261	614
その他	48,488	51,525
流動負債合計	123,996	138,491
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	22,697	284
退職給付引当金	36,869	39,314
その他	2,624	1,626
固定負債合計	72,191	51,225
負債合計	196,188	189,717
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,579	35,579
資本剰余金	29,428	29,505
利益剰余金	142,933	141,645
自己株式	17,324	14,530
株主資本合計	190,616	192,200
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,358	254
繰延ヘッジ損益	75	231
為替換算調整勘定	11,970	8,505
評価・換算差額等合計	14,254	8,528
新株予約権	370	299
少数株主持分	4,330	4,578
純資産合計	181,064	188,549
負債純資産合計	377,252	378,266

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	312,000	320,567
売上原価	203,566	200,472
売上総利益	108,434	120,095
販売費及び一般管理費	104,686	109,526
営業利益	3,747	10,569
営業外収益		
受取利息	346	395
受取配当金	462	598
持分法による投資利益	956	936
その他	1,062	894
営業外収益合計	2,828	2,824
営業外費用		
支払利息	571	313
売上割引	670	676
為替差損	414	1,133
その他	641	1,112
営業外費用合計	2,298	3,235
経常利益	4,277	10,157
特別利益		
土地等売却益	42	20
投資有価証券売却益	197	16
特別利益合計	240	36
特別損失		
土地等売却損	-	0
投資有価証券売却損	5	0
関係会社株式売却損	-	82
有価証券評価損	325	683
会員権評価損	108	6
減損損失	13	65
事業再編費用	1,328	467
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	911
特別損失合計	1,781	2,218
税金等調整前四半期純利益	2,736	7,975
法人税、住民税及び事業税	2,431	2,396
法人税等調整額	438	206
法人税等合計	2,870	2,602
少数株主損益調整前四半期純利益	-	5,372
少数株主利益	486	680
四半期純利益又は四半期純損失()	619	4,692

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	107,327	115,226
売上原価	68,119	70,919
売上総利益	39,208	44,306
販売費及び一般管理費	33,877	35,693
営業利益	5,330	8,612
営業外収益		
受取利息	106	121
受取配当金	137	177
持分法による投資利益	247	217
その他	504	283
営業外収益合計	995	799
営業外費用		
支払利息	164	88
売上割引	231	245
為替差損	-	236
その他	146	144
営業外費用合計	542	714
経常利益	5,783	8,697
特別利益		
土地等売却益	10	0
投資有価証券売却益	197	0
有価証券評価損戻入額	-	36
特別利益合計	207	37
特別損失		
土地等売却損	-	0
投資有価証券売却損	2	-
有価証券評価損	230	-
会員権評価損	2	2
減損損失	-	0
事業再編費用	545	-
特別損失合計	780	3
税金等調整前四半期純利益	5,211	8,731
法人税、住民税及び事業税	732	849
法人税等調整額	257	135
法人税等合計	990	985
少数株主損益調整前四半期純利益	-	7,745
少数株主利益	233	255
四半期純利益	3,986	7,490

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,736	7,975
減価償却費	15,670	14,561
減損損失	13	65
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	911
有価証券評価損益(は益)	325	683
会員権評価損	108	6
貸倒引当金の増減額(は減少)	619	567
製品点検補修引当金の増減額(は減少)	814	73
事業再編引当金の増減額(は減少)	719	352
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,049	2,399
受取利息及び受取配当金	808	993
支払利息	571	313
投資有価証券売却損益(は益)	192	15
関係会社株式売却損益(は益)	-	82
土地売却損益(は益)	42	19
固定資産除却損	362	547
売上債権の増減額(は増加)	3,195	2,905
たな卸資産の増減額(は増加)	6,910	5,805
仕入債務の増減額(は減少)	5,494	8,132
その他	963	984
小計	21,868	19,161
利息及び配当金の受取額	995	1,419
利息の支払額	606	319
法人税等の支払額	3,078	2,729
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,178	17,532
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,490	2,310
定期預金の払戻による収入	2,760	2,683
短期貸付金の増減額(は増加)	218	71
有形固定資産の取得による支出	7,688	11,677
有形固定資産の売却による収入	185	170
無形固定資産の取得による支出	2,929	2,159
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	1,220	2,376
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	623	29
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	15
長期貸付けによる支出	14	4
長期貸付金の回収による収入	62	43
その他	28	939
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,901	16,626

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	15,105	13,167
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	15,000	23,000
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	5,000	25,000
長期借入れによる収入	-	22,450
長期借入金の返済による支出	15	5,006
配当金の支払額	3,464	3,463
自己株式の取得による支出	25	2,800
その他	678	652
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,289	4,640
現金及び現金同等物に係る換算差額	188	1,859
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,201	5,594
現金及び現金同等物の期首残高	43,865	50,563
現金及び現金同等物の四半期末残高	42,664	44,968

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 従来連結子会社であった新西工業㈱については、出資比率の減少により、第2四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しています。 (2) 変更後の連結子会社の数 56社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法適用関連会社 持分法適用関連会社の変更 第1四半期連結会計期間より、日泰(寧波)陶磁有限公司は新たに出資したことにより、持分法適用の範囲に含めています。 変更後の持分法適用関連会社の数 6社
3. 会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しています。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ14百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は925百万円減少しています。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しています。
	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しています。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しています。
2. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しています。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しています。
4. 経過勘定項目の算定方法	合理的な算定方法による概算額で計上しています。
5. 法人税等並びに繰延税金資産及び負債の算定方法	法人税等の納付額の算定に関しては、加味する加減算項目等を重要なものに限定しています。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、一時差異の発生状況等について前連結会計年度末から著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングを利用しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(従業員持株E S O P信託)	<p>当社は、平成22年10月29日開催の取締役会決議に基づき、当社グループ従業員の当社の業績に対する意識を高め、さらなる労働意欲向上を促すとともに、長期ビジョンである『TOTO Vプラン2017』の達成を目指した業務遂行を一層促進することにより、企業価値向上を図ることを目的とし、当社グループ従業員へのインセンティブ・プランとして「従業員持株E S O P信託」を導入いたしました。</p> <p>本プランでは、「TOTO持株会」（以下「当社持株会」といいます）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。</p> <p>当該株式の取得・処分については、当社が信託口の債務を保証しており、経済的実態を重視した観点から、当社と信託口は一体であるとする処理を行っております。従って、信託口が所有する当社株式や信託口の資産及び負債並びに費用及び収益についても四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に含めて計上しております。なお、当第3四半期連結会計期間末に信託口が所有する当該株式数は4,884,000株であります。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)				
1 有形固定資産の減価償却累計額は、280,547百万円であります。	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、278,485百万円であります。</p> <p>2 偶発債務 銀行借入金に対する保証債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">(株)テラ</td> <td style="text-align: right;">50百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">50百万円</td> </tr> </table>	(株)テラ	50百万円	計	50百万円
(株)テラ	50百万円				
計	50百万円				

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。
発送費及び配達費 11,401百万円	発送費及び配達費 12,095百万円
給料・賞与及び手当金 34,172	給料・賞与及び手当金 34,798
退職給付費用 3,134	退職給付費用 2,717
貸倒引当金繰入額 796	

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。
発送費及び配達費 3,894百万円	発送費及び配達費 4,348百万円
給料・賞与及び手当金 11,288	給料・賞与及び手当金 11,392
退職給付費用 1,033	退職給付費用 894
貸倒引当金繰入額 616	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 35,799	現金及び預金勘定 36,873
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 2,135	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 1,904
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 9,000	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 10,000
現金及び現金同等物 42,664	現金及び現金同等物 44,968

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 371,662千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 30,299千株

(注)自己株式数には、当第3四半期連結会計期間末において従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式4,884千株を含めて記載しております。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 370百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月19日 取締役会	普通株式	1,731	5.0	平成22年3月31日	平成22年6月8日	利益剰余金
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	1,731	5.0	平成22年9月30日	平成22年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

建築用設備機器事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	北中米 (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	97,346	4,261	8,309	3,850	113,768	(6,440)	107,327
営業利益又は営業損失()	6,033	307	2,029	98	8,271	(2,941)	5,330

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	北中米 (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	280,144	14,390	23,421	13,323	331,280	(19,279)	312,000
営業利益又は営業損失()	8,318	669	4,729	235	13,481	(9,734)	3,747

- (注) 1. 国又は地域は、事業活動の相互関連性により区分しております。
2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
北中米 ... 米国、メキシコ等
その他 ... 台湾、マレーシア、韓国、ベトナム、シンガポール、欧州等

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	北中米	中国	その他	計
海外売上高(百万円)	4,193	6,290	2,332	12,816
連結売上高(百万円)				107,327
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	3.9	5.9	2.1	11.9

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

	北中米	中国	その他	計
海外売上高(百万円)	14,302	16,870	8,281	39,453
連結売上高(百万円)				312,000
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	4.6	5.4	2.6	12.6

- (注) 1. 国又は地域は、事業活動の相互関連性により区分しております。
2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
北中米 ... 米国、メキシコ等
その他 ... 台湾、マレーシア、フィリピン、韓国、ベトナム、シンガポール、欧州等
3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、住宅設備機器の製造・販売及びタイル等の環境建材やセラミック等の新領域事業等を行っています。

住宅設備機器事業については、国内と海外に区分し、さらに海外については、生産・販売体制を基礎とした地域別セグメントから構成されており、「米州」（主にアメリカ、メキシコ）、「中国」、「アジア・オセアニア」（主にシンガポール、ベトナム、マレーシア、台湾）及び「欧州」（主にドイツ）の4つを報告セグメントとしています。

住宅設備機器は、衛生陶器、温水洗浄便座、ユニットバスルーム、水栓金具、システムキッチン、洗面化粧台等が対象となります。

新領域事業については、「環境建材」及び「セラミック」の2つを報告セグメントとしています。

環境建材は、光触媒（ハイドロテクト）、タイル等が対象となります。

セラミックは、静電チャック、光通信部品、大型精密セラミック製品等が対象となります。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					
	国内住設事業	海外住設事業				
		米州	中国	アジア・オセアニア	欧州	計
売上高						
外部顧客への売上高	266,056	12,341	20,859	7,230	1,632	42,063
セグメント間の内部売上高又は振替高	6,924	14	6,263	6,499	16	12,794
計	272,981	12,356	27,123	13,729	1,648	54,857
セグメント利益又はセグメント損失()	8,188	333	5,859	829	1,415	5,606

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	新領域事業			計				
	環境建材	セラミック	計					
売上高								
外部顧客への売上高	6,423	5,866	12,289	320,410	157	320,567	-	
セグメント間の内部売上高又は振替高	242	-	242	19,961	517	20,478	20,478	
計	6,665	5,866	12,531	340,371	675	341,046	20,478	
セグメント利益又はセグメント損失()	1,149	441	1,591	12,203	152	12,356	1,786	

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業等です。

2. セグメント利益の調整額 1,786百万円には、各セグメントに配分していない全社費用 1,555百万円等が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎研究等に係る費用です。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					
	国内住設事業	海外住設事業				
		米州	中国	アジア・オセアニア	欧州	計
売上高						
外部顧客への売上高	96,890	3,716	7,823	2,162	686	14,390
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,001	10	2,180	2,264	2	4,457
計	98,891	3,727	10,004	4,427	689	18,847
セグメント利益又はセグメント損失()	7,453	248	2,515	366	556	2,573

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	新領域事業			計				
	環境建材	セラミック	計					
売上高								
外部顧客への売上高	2,151	1,743	3,895	115,175	50	115,226	-	
セグメント間の内部売上高又は振替高	97	-	97	6,556	150	6,707	6,707	
計	2,249	1,743	3,992	121,732	200	121,933	6,707	
セグメント利益又はセグメント損失()	392	220	612	9,414	25	9,440	827	

- (注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業等です。
 2. セグメント利益の調整額 827百万円には、各セグメントに配分していない全社費用 549百万円等が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎研究等に係る費用です。
 3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

短期借入金及び長期借入金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 短期借入金()	18,222	18,222	-
(2) 長期借入金()	22,707	22,648	58

() 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めています。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。ただし、変動金利による長期借入金については、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	516.64円	1株当たり純資産額	530.35円

2. 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純損失	1.79円	1株当たり四半期純利益	13.59円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。		潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 13.57円	

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失		
四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	619	4,692
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 () (百万円)	619	4,692
期中平均株式数(千株)	346,364	345,202
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	584
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当第3四半期連結累計期間の「期中平均株式数」は、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を控除しております。

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	11.51円	1株当たり四半期純利益	21.84円
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益	11.49円	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益	21.80円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	3,986	7,490
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,986	7,490
期中平均株式数(千株)	346,354	343,013
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	491	584
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当第3四半期連結会計期間の「期中平均株式数」は、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を控除しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成22年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....1,731百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....5円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年12月1日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

T O T O株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 行正 晴實 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 能利生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 宏文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているT O T O株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、T O T O株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

T O T O株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 行一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 能利生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 一昭 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているT O T O株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、T O T O株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。